第一 道路法の一部改正

一 歩道における占用の禁止又は制限

道路管理者は、 幅員 が 著しく 狭い歩道について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要が

あると認める場合に お 1 ては、 当該歩道の占用を禁止 Ļ 又は 制限できるものとすること。

(第三十七条関係

二 占用物件の維持管理義務

1 道路占用者 は、 国土交通省令で定める基準に従い、 占用物件の維持管理をしなければならないもの

とすること。

2 道路管理者は、 道路占用者が1の基準に従って占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、

当該道路占用者に対し、 その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする

ک ح

(第三十九条の八及び第三十九条の九関係)

三 沿道区域内にある土地等の管理者に対する措置命令に係る損失補償

道路管理者は、 道路管理者による措置命令により損失を受けた沿道区域内にある土地等の 管 理者に対

通常: 生ずべき損失を補償しなければならないものとすること。 第四十四条関 係

四 重要物流道路の創設

- 1 国土交通 大臣 は、 道 路 の構造、 貨物積載 車 両 の運行及び沿道 の土地が 利用の状況並びにこれらの将来
- \mathcal{O} 見 通 L そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 情 を勘案して、 全国 的 な貨 物 輸 送 網 \mathcal{O} 形 成を図 るため、 貨 物 積 載 車 両 \mathcal{O} 能 率 的 な
- 運 行 \mathcal{O} 確 保 を 図 ることが . 特 に 重要と認 8 5 れ る道路 に . つ 7 て、 区 間 を定めて、 重要 物 流 道 路 とし て指

定することができるものとすること。

- 2 重 要 物 流 道 路に係 る道路 の構造 の技術的基準 は、 これ により重要物 流 脱道路に おける貨物積載 車 両 0
- 能 率 的 な運行 が確保されるように定められなければならないものとすること。
- 3 玉 土交通大臣は、 災害がご 発生した場合において、 都道府県又は市町 村からの要請に基づき、 当 該都
- 道 府 県又は・ 市 町 村 に代 わって次に掲げ る道路 \mathcal{O} 管 理を自ら行うことができるも のとすること。
- 持(道路の啓開のために行うものに限る。)

(1)

次

 \mathcal{O}

1

又

は

口

 \mathcal{O}

1

ず

れ

かに

該当する道

路

で

ある指定区間外の

国道、

都道府県道又は市町村道

の維

イ 重要物流道路

口 重要物 流道路と交通上密接な関連を有する道路であって、 当該災害により当該重要物流道路の

交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載 車 両の運行の確保を図るために当該重要物 流道

路に代わって必要となるものとして国土交通大臣が あらかじめ指定した もの

(2) (1) Ø 1 文は 口 0) V > ずれ かに該当する道路である都道府県道 文は 市 町 村道 の災害 復旧 12 関する工事

(第四十八条の十七から第四十八条の十九まで関係

道路管理者は、 この法律若 しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に 対 道路

五

管理上必要な報告をさせ、 又はその職員に、 当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若 しく は当

該 許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、 当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若

L くは工作物、 帳簿、 書類その他の物件を検査させることができるものとすること。

(第七十二条の二関係)

第二 道路整備特別措置法の一部改正

六

その

他所要の改正を行うものとすること。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 (以 下 「機構」という。)又は地方道路公社は、 高速

道路等の管理者に代わって、 第一の二の2の規定による命令を行うものとすること。

(第八条及び第十七条関係)

二 その他所要の改正を行うものとすること。

第三

道路:

整備

事

業に係

る国

の財

政

上の特別措置に関する法律の一

部改正

平 成三十年 -度以降· + 筃 年間 に おけ Ź 地 方公共団 体に対する道 路 の改築又は修繕に関する国の負担又は

補 助の 割 合について、 十分の七 の範囲内で政令で特別の定めをすることができるものとすること。

(第二条関係)

一 特定連絡道路の工事に係る資金の貸付け

1 国 は、 都道府県又は市町村が特定連絡道路工事施行者 (道路管理者の承認を受けて特定連絡道 路の

工事 を行 おうとする者をいう。 に対し当該工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付 け る場場

合に お V · て は 当該貸付けに必要な資金の一 部を無利子で当該都道府県又は市 町村に貸し付 けること

ができるものとすること。

(第五条第一項関係)

2 1 0 「特定連絡道路」とは、 重要物流道路 (高速自動 車国道又は自 動 車専用道路であるものに限る。

と商業施設、 レ クリエ ーション 施設その他の施設でその利用者のうち相当数の者が当該 重要物 流 道

路を通行するものとを連絡する道路 (他の道路と平面で交差するものを除く。)であ って、 当該 重 要

物流 道路と他 \mathcal{O} 連絡 道路 (当該重要物流道路と当該 施設とを連絡する道路をいう。) が 連 結 する部分

に お け つる交通 \mathcal{O} 混雑 を緩 和 するため に整備されるもの をいうものとすること。 (第五条第二項 (関係)

三 そ \mathcal{O} 他 所 要 0 改 正 を行うも のとすること。

第四 附 則

この 法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。 ただし、 第三の一の改正規定は、 平成三十年四月一日から施行するものとすること。

(附則第一 条関係

のとすること。 附 則第二条関係

附 則第三条関! 係

匹 そ \mathcal{O} 他所要 0 改正を行うものとすること。 三

この

法

律

 \mathcal{O}

施

行

状

況に

関する

検討

規定を設けるものとすること。

所要

の経り

過措置を定めるも

(附則第四 条から第八条関係